

○坂下賢副委員長 予算特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、総括質疑を継続します。

自由民主党・県民会議の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて四十分です。瀬戸健治郎委員。

○瀬戸健治郎委員 自由民主党・県民会議、瀬戸健治郎でございます。私からは、九月補正予算第六号と第七号について、質疑をいたします。

さて、伊達六十二万石と言われるほど、仙台平野をはじめ宮城県は、江戸時代から米作りが盛んでありました。それを支えたのは、大きな川を利用しての、干拓しての米作りでございました。大きな川がないところは、山間部にため池を造って水流を利用し、米を作ってまいりました。ため池とは、降水量が少なく、流域に大きな河川に恵まれなない地域などで、農業用水を確保するために、水を蓄え取水ができるよう、人工的に造成された池のことです。ため池は、農業用水としてだけでなく、洪水調整、森林火災をはじめ、多様な生き物のすみかであったり、様々な役割もあります。一方、農業用ため池での水難事故は後を絶たず、全国では、平成二十四年から令和三年までの十年間で平均すると、年間二十五人の貴い命が亡くなっています。今年四月五日には、栗原市築館のため池で、小学一年生の男の子が犠牲になった事故が起きました。現場は陸上競技場や野球グラウンド、プールがあり、栗原市のスポーツ施設が集中していて、比較的人や車が多く通るところであります。安全柵が壊れていて、容易に入れるようになっていました。近所の方からは修理するようにと栗原市に連絡があったようですが、年度末だったり、職員の新型コロナウイルス感染やその濃厚接触者などで、職員間の連携がうまくいかず、事故当日までには修理ができなかったというようなことでございます。改めて、事故に遭われたお子様の御冥福をお祈りするとともに、二度と悲惨な事故が起きないように、ハード・ソフト両面から安全対策を講じなければならないと思いますが、知事の御所見を伺います。

○村井嘉浩知事 農業用ため池での痛ましい事故を防止するためには、ネットフェンスや救助ネットなどのハード対策はもちろんのこと、大人から子供まで「ため池に近づかない、遊ばない」を徹底するソフト対策を併せて講ずることが、極めて重要であると考えております。県では、今回の事故を受けて、集落の周りや通学路に近接し、人が容易

に立ち入ることができる農業用ため池千五百三十四か所について、圏域ごとに設置しております地方安全対策委員会を通じ、各管理者と連携して緊急点検を実施した結果、約半数の農業用ため池で、ネットフェンス等の安全対策が必要であると確認いたしました。こうしたハード対策が必要と判断された農業用ため池については、各管理者の御意向を踏まえまして、優先度・重要度に応じ、安全施設の整備が計画的に実施できるよう、しっかりと支援してまいりたいと思えます。また、ソフト対策としては、県政だよりや県政ラジオを活用し、立入禁止の注意喚起など、幅広く県民に発信するほか、教育庁などとの連携により、学校や家庭に対する一層の注意喚起に努めてまいりたいと考えております。

○瀬戸健治郎委員　ため池は、全国で十五万四千か所存在しており、特に西日本に多く分布しています。東北では、宮城県が一番多く、五千百七十五か所あり、栗原市には、県内の四割に当たる二千百六十九か所が集中しております。本日の予算特別委員会の委員長がお住まいの岩出山地区を加えると、半数以上がこの県北、岩出山・栗原地方に分布しております。そういった中で、この十年間の宮城県のため池や農業用水での水難事故の状況について伺います。

○宮川耕一農政部長　ここ十年——平成二十四年度から令和三年度までの十年間でございますけれども、農業用ため池、それから排水機場等の調整池、更には用水路など、農業用の水利施設全体での死亡事故発生は、件数で二十七件、お亡くなりになった方は二十九名ということになってございます。このうち、農業用のため池に限りますと十件、亡くなった方が十二名ということでございます。小学生以下の子供さんの水難死亡事故でございますけれども、平成二十四年度には排水路で一件、平成二十八年度にはため池で一件、平成二十九年度に調整池で一件、そして令和三年度に用水路——御自宅を出てすぐの用水路に落下されたということと一件、計四件の水難死亡事故が発生しているということでございます。

○瀬戸健治郎委員　やはり、すぐ身近にあるため池が大変危険な状況だというようなことを改めて感じました。実はため池の事故については、一回入りますと、防水シート等がため池の中に張ってありますので、つるつる滑ってなかなかはい上がれないというような事情があり、そういったところで亡くなる人が多いということが事例集の中に書いて

てありました。また、水利施設を見回って仕事に亡くなったというような方もおります。

次に、日本の米事情は、ミニマム・アクセスが始まって以来、少子高齢化、人口の減少、そして近年では新型コロナウイルスの影響で、外食産業での米の消費量の落ち込みなどが響き、令和四年度のひとめぼれ生産者米価は一俵当たり一万五百円と、一番高かった時期のおよそ半値でしかありません。加えて生産調整を考えると、農家の生産意欲は低下し、土地改良区の負担金等の値上げなどは耐えられるはずもなく、土地改良区や個人所有のため池の安全対策が進んでいるとは思えません。それぞれの所有者、または管理者の形態はどのようになっているか伺います。

○宮川耕一農政部長 県内の農業用ため池は五千七百七十五か所ございますけれども、所有者とその管理者が同じ場合と、別な方が管理されている場合がございます。それで、まず所有の状況を申し上げたいと思いますけれども、国が所有しているため池が四十九か所、県が所有しているものが十三か所、市町村が所有しておりますのが三千五百四十二か所ございます。土地改良区が直接所有されているものが四十一か所ございまして、残り千五百三十か所が、例えば水利組合ですとか、一般企業ですとか、集落でお持ちとか、あるいは個人のもの、所有者が不詳で調査中のものなどとなっております。それから、管理のほうでございますけれども、国、県が管理のものはゼロでございます。市町村管理のものが二千六百二十か所、土地改良区管理のものが二百八十四か所、先ほど申し上げましたその他個人、組合等管理のものが二千二百七十一か所ということになってございます。

○瀬戸健治郎委員 国、県の管理についてはゼロということですが、問題なのは、やはり個人所有のため池とか、そういったところの安全対策がどのように取られているかということが、一番心配なところでございます。前述したとおり、決して農家経済はよくないものですから、果たしたため池に使うお金はどうなのかということを考えますと、用水を確保するだけで安全対策はなかなか取れないのではないかと思いますか、いかがですか。

○宮川耕一農政部長 県内の農業用ため池五千七百七十五か所のうち、集落の周りや通学路に近接して、人が容易に立ち入ることができる千五百四十三か所について、緊急的な

調査を実施させていただきました。その結果、八百九か所の農業用ため池では必要な対策が取られているということを確認しておりますが、残る七百三十四か所についてはそれが不十分であるというような結果になりましたので、管理者と調整して、今後三か年で対策を講じたいと考えております。その安全対策が進んでいない理由ですけれども、人家から遠く離れている、あるいは進入路が一本しかなく、そこがしっかり施錠されていてそもそも近づけないといったような形で、別途対策を講ずる必要性が低い場合というのは当然でございますが、それ以外には、やはり施設管理者の管理上の理由、あるいは財政上の理由などがあるものと考えております。管理上の理由というのは、例えばフェンスのような構造物があると、土の堤体は草を刈って管理する必要があるでございます。それは漏水とかを早期に発見する意味で草などは刈り込むというのが管理基準で定められておりますので、その邪魔になるなどの理由で設置されていないということです。このため県としましては、農業用ため池のうち、安全対策が必要であるにもかかわらず、施設管理者の、特に財政的な理由で進まないものにつきましては、市町村と連携いたしました、計画的な安全対策が実施されますように、国庫補助事業の活用などによって財政負担の軽減を図るなど、一つずつ課題の解決に努め、整備が進むように支援してまいりたいと考えてございます。

○瀬戸健治郎委員 ただいまの御説明で納得いたしましたところで。

今度の事業ですけれども、防災重点農業用ため池緊急整備事業、農業水利施設危機管理対策事業といった国の補助事業を使つての対策と思われませんが、例えば栗原市のように宮城県のため池の約四割を保有しているところは、なかなか財政的にも、そのため池に対する安全対策等を、補助を受けても本当に整備していくのは難しいといった状況でございます。この点について、一律に選択制となっておりますが、そうするとほかの事業ができなくなるというようなこともありますので、市の対策としても、財政のバランスを取りながら安全策を取っていかねばならない。しかしながら、今回の四月五日に発生したような子供たちの水難事故がありますと、やはりこの機会を捉えて、先ほど農政部長がお話のとおり、人が立ち入りやすいところをまず最初に手をつけていくわけですが、それ以外のところもやはり早急にやるべきだと思います。この辺についていかがですか。

○宮川耕一農政部長　まず、今回の補正予算でございますけれども、今年四月に実施いたしました緊急点検の結果や、関係市町村からの要望に基づいて実施する安全施設整備に要する経費を計上させていただいております。整備内容としましては、農業用ため池の転落等の事故防止を図るため、八市四町一村におきまして、池の中に転落した場合に自力で登ることを可能とする救助ネット八十六か所、それから関係者以外の侵入を防止するためのネットフェンス二十か所の設置を予定しております。ただいま委員からお話がありましたように、やはり限られた予算の中で最大限安全性を確保していく必要がございますので、私どもも市町村さんとよく話をしながら進めていきたいというふうに考えております。特に、これも委員からお話のあった、遮水シートが設置されてすり鉢状になっているため池で安全施設が不十分なものについては、まずそこは最優先ではないと上がれるネットフェンスの設置を急ぐということにしております。財政面からもそれが一番効率がいいだろうということで、また、救命効果が高いということでございますので、そういった形で優先順位をつけて、限られた財源の中で最大限の効果が発揮できるように、各市町村と調整しながら進めてまいりたいと考えております。

○瀬戸健治郎委員　今、ネットフェンスと救助ネットのお話が出ましたが、理由もよく分かりました。ぜひ、できるだけ早く設置できるように、そして、今後事故が起きないように、対策をお願いしたいと思います。私どもが小さい頃は、「人が亡くなった池や川では絶対遊ぶな」というようなことを、親、あるいは近所の皆さんからきつく言われておりました。その場所に行くと、「もうこんなところに来ては駄目だ」というふうに近所の皆さんからも怒られまして、最近はそのようなことが、人も少なくなった関係上なかなか注意してくれる人もいないので、これは社会全般で、交通安全運動のごとく皆さんで目を光らせて防止する必要があると思います。この対策については了解いたしました。

次に、補正予算の第七号に移りたいと思います。

七月十五日から十六日にかけての大雨で被災した皆様には、心からお見舞いを申し上げます。被災した皆様には、今回の災害だけでなく、地域的には前回の水害、前々回の水害と幾度も被災され、生産費を販売価格に転嫁できない厳しい農業情勢の中、やるせない思いを抱いている方もいると思いますが、県として、そういう方々に寄り添い応

援していく姿勢は、多くの県民が評価することと思います。

民間施設の復旧支援のうち、まず、農地利用効率化等支援費について伺います。

七月十五日から十六日にかけての大雨で被災した施設の復旧に関する予算と推察されますが、近年の農業機械や設備は自動化され至る部分に半導体が組み込まれた構造になってきているため、一度水につかっしまえば使い物になりません。農業用ハウスについても、温度センサーと連動した換気装置、二酸化炭素発生装置、養液灌水装置やハウス全体が変形するなどすれば撤去にも経費がかかることから、事業の内容について伺います。

○宮川耕一農政部長 令和四年七月の大雨によります農業関係の被害でございますけれども、全体で約九十億九千万円となっております、そのうち、農業関係施設の被害は約二億六千万円になってございます。農地利用効率化等支援費ですが、この事業の助成対象者は、市町村が作成しております人・農地プランの中心経営体に位置づけられた認定農業者の方や集落営農組織など、地域の担い手となる農業者の方となっております。助成の内容でございますけれども、被災されました農業者の方が実施する農業機械や農業用ハウス等の再建や修繕、撤去に要する経費の一部を補助するものであります。補助率でございますけれども、国費と県費を合わせて二分の一以内でして、補助上限は、市町村が認めた場合は最大六百万円となっております。なお、園芸施設共済の加入対象施設において、共済金の支払いがあった場合には、国費充分の一部を減額して補助する形になります。また、適用時期ですけれども、大雨により被害を受けた日以降の着工であれば、この事業の計画承認等の手続前の取組でも遡及して対象となるということになってございます。

○瀬戸健治郎委員 続きまして、農作物浸冠水害緊急対策費について伺います。

○宮川耕一農政部長 農作物浸冠水害緊急対策費でございますけれども、令和四年七月の大雨で大きな被害を受けた水稻及び大豆のほか、バレイショやネギ等の園芸作物の販売農家に対しまして、次期作付に必要な生産資材の一部を補助するものでございます。具体的には、水稻と大豆については種子購入費、園芸作物については種苗、肥料、農薬等の資材購入費の三分の一を支援するものでございます。

○瀬戸健治郎委員 野菜についても水稻についても、いろいろな作物にそれぞれの補助

割合があると思いますが、主だった作物についてお知らせ願いたいと思います。

○宮川耕一農政部長 まず対象となる作物の面積を申し上げたいと思うのですが、今回の七月十五日から十六日の大雨で被害に遭った面積を基に、水稻・大豆で約一万一千三百ヘクタール、園芸作物につきましては約二百ヘクタール分を見込んでおります。単価でございますけれども、基本的には補助率を三分の一以内というふうに水稻・大豆はしております、水稻につきましては播種量との見合いで千七百円程度――播種量四キロとしたときに十アール当たりの種子代金ということで千七百円。大豆も同じく十アール当たりの種子代金で二千八百円前後を見込んでおります。それから、園芸作物につきましても同様に十アール当たりの補助上限ということになりますけれども、バレイシヨで一万七千円程度、ネギですと四万千円程度、枝豆ですと一万九千円程度、キャベツ・タマネギなどですと三万千円程度というように、作物ごとに必要経費を算定して補助の上限を設定したということでございます。

○瀬戸健治郎委員 確認いたしますが、水稻で千七百円の三分の一というような考えでよろしいでしょうか。

○宮川耕一農政部長 失礼いたしました。三分の一にした結果として、十アール千七百円程度ということでございます。

○瀬戸健治郎委員 了解いたしました。
続きまして、農作物浸冠水害緊急対策費について伺います。

○宮川耕一農政部長 大変失礼いたしました。私、先ほど……。

○瀬戸健治郎委員 すいません。私、同じところを二度聞いてしまいました。失礼しました。次に移ります。

次に、緊急粗飼料確保対策費について伺います。

○宮川耕一農政部長 これは、令和四年七月の大雨により被害を受けた畜産農家を対象にいたしましたして、緊急飼料確保及び次期作付の生産資材購入経費を助成するものでございます。具体的には、畜産農家が自給飼料として生産しております飼料作物のうち、浸水や冠水のため収穫が不可能となった場合に、購入が必要となる代替粗飼料の費用の一部を支援するものでございます。併せて、自然災害が多発する状況の中で、豪雨被害に遭った牧草地を再生する畜産農家に対し、種子・肥料等の購入経費の一部を助成いたし

まして、継続的な自給飼料の生産についても支援しようとするものでございます。

○瀬戸健治郎委員 昨今の輸入飼料の高騰対策に関しても補正予算でつけていただきましたが、実際、外国からの配合飼料あるいは粗飼料に関しても大変な値上がりをしておりまして、国内で自給していくという姿勢がやはり大切なので、今回の補正については評価するものでございます。

続きまして、施設災害復旧費について伺います。

○宮川耕一農政部長 施設災害復旧費につきましては、今回の大雨で被災した農業用の水利施設あるいは農業道路などの施設百四十八か所——水路、道路、頭首工、用排水機場、農業ため池などですが、この復旧を図ろうとする予算でございます。このうち、規模が大きいものは排水機場になっておりまして、これが八か所ございます。排水機場につきましては、ポンプや原動機、あるいは操作盤などの機器が洪水で浸水し機能を喪失したということでございましたので、災害復旧事業で対応を予定しております。八か所の災害復旧のうち、五か所は施設管理者である市町村や土地改良区が事業主体となって進めてまいりますけれども、被害が甚大であった三か所の排水機場——鳥谷坂排水機場、矢野目排水機場、松島の不来内排水機場になりますけれども、この三か所につきましては施設管理者である土地改良区からの要請を受けまして、県が事業主体となって施設の早期復旧に取り組んでまいります。なお、復旧は単なる原形復旧とするのではなくて、止水壁の設置あるいは電気設備の高位部設置などの、再度災害防止に向けた浸水対策も併せて実施できるように国と調整しております。

○瀬戸健治郎委員 続きまして、水産林政部関係について伺いたいと思います。

災害関連緊急治山事業について伺います。

○吉田信幸水産林政部長 災害関連緊急治山事業は、新たに山地災害が発生または拡大した林地において、県民の生活に直接影響し、特に復旧整備の優先度が高い箇所について、県が事業主体となって災害発生年度に復旧整備を行う治山事業でございます。事業の実施基準につきましては、鉄道や公道、公共建物などのほか、農地や農道、人家十戸以上などに影響があるところとなっております。内容的に主な対策といたしましては、発生源となりました崩壊山腹の森林への復旧や、不安定な土砂が堆積した溪流内での治山ダムの設置などを行うものでございます。

○瀬戸健治郎委員 続きまして、河川調査費について伺います。

本年七月の豪雨は、地域によって令和元年豪雨を上回る雨量を観測した地域もあり、特に被害が大きかった松島町、大郷町、大崎市、涌谷町、美里町をはじめ、栗原市や登米市でも床下浸水が起きています。堤防の決壊した河川もありましたが、堤防を越流し、あわや決壊等も、多くの中小河川で発生しています。そうした河川は、地元消防団の活躍で土のうを積んだり漏水箇所にも月の輪を組んで対応し、未然に決壊を防いでいただいたことに改めて感謝を申し上げます。近年は、国土強靱化事業を使って河川の整備が飛躍的に改善されています。宮城県は、度重なる震災に見舞われて堤防の高さが計画高よりも低くなっていたり、木や竹が生い茂り、土砂が堆積して流れを妨げている小河川がまだまだあります。また、ラムサール条約に登録されている伊豆沼・内沼は、土砂の堆積、そして水生生物の堆積で著しく浅くなっておりますが、この事業ではどこまで調査するのか伺います。

○千葉衛土木部長 今回計上しております河川調査費につきましては、七月の大雨で甚大な被害を受けました名蓋川と出来川などにおいて調査設計に要する費用を計上してございます。複数箇所で堤防が決壊いたしました名蓋川におきましては、河川改修も含めた流域全体での対策の検討、また、河川整備計画の変更に要する経費を計上してございます。出来川におきましては、名蓋沼の越流堤に設置しておりますサイフォンの現地調査等に要する経費を計上しております。

○瀬戸健治郎委員 では、災害河川に限る予算というようなことで理解してよろしいですか。

次に、流域治水について伺います。

迫川の支川である荒川は、大雨が降ると迫川の水位が増し、ついには伊豆沼に向かって逆流を始めます。仮屋水門地点でK P八・五メートルに達すると、仮屋水門を閉じて河道ポンプが稼働するとともに、十五丁排水機場は荒川へ、砂原排水機場と飯土井排水機場は長沼導水路へ排水します。更に河道ポンプを稼働させても水位が止まらない場合は、飯土井水門でK P八・六三メートルを超えた時点で飯土井水門を開け、落堀川の水を伊豆沼に流し込みます。このような状況になると、伊豆沼越流堤から見ると伊豆沼二工区・三工区へ流れ込み、干拓前の伊豆沼の姿に戻ってしまいます。二工区・三

工区に入った水は排水するのに十日前後かかりますが、一番低いところの稲は皆無状態になりますので、令和元年の豪雨、そして今年七月の豪雨ではぎりぎり人家への影響はほとんどありませんでした。長沼ダム、導水路、荒川サイフォン、そして前述した各排水機場と水門の操作など、極めて複雑な運用に心血を注いでいる管理者である宮城県の治水能力の高さを、改めて評価するものでございます。荒川水系の流域治水を考えると、最終的には北上川から旧北上川へ分流する鵜波水門、脇谷水門の操作に行き着きます。令和元年の関東・東北豪雨でも今年七月の豪雨でも、上記両水門は閉じられることなく、平常時と同じように、北上川の水量の四〇％から八〇％を旧北上川に流していました。水門を全閉するには、和渚水位計が五・三メートルを超えた場合——これはK P四・七九六メートルであります、今回の豪雨で決壊した出来川は、江合川と合流し旧北上川に注いでおります。江合川、迫川、そして旧迫川の水位を下げる最終手段は、旧北上川の水位を下げることしかありません。旧北上川流域治水について、東北地方整備局北上川下流河川事務所との協議を進めていただきたいと思います、いかがですか。

○千葉衛土木部長 国が管理している旧北上川分流堰である脇谷水門や鵜波水門につきましては、旧北上川の洪水防御等を目的といたしまして、石巻市和渚地点の氾濫注意水位五・三メートルを基準として操作を行っているものでございます。今回の七月の大雨では、旧北上川の石巻市和渚地点で、水門の閉操作の基準となる水位に達していない状況であり、閉めていないということでございます。この分流堰の操作につきましては、北上川本川や旧北上川の安全性を考慮して策定されているものと考えてございます、今回の豪雨、また、近年自然災害が頻発化・激甚化してございますので、そうした状況も踏まえまして、見直しの可能性があるかどうかも含め、国と意見交換してまいりたいと考えております。

○瀬戸健治郎委員 近年の局地的な豪雨について、北上川本流があふれていなくても、宮城県平野部に降った雨が県北地方ではほとんど石巻に注いでいくというようなことではないかと。内陸部に洪水注意報が出る前に今の基準の五・三メートルより一メートルも下げておけば、流れが物すごくよくなって相当の効果が得られるのではないかと考えておりますので、ぜひこれを進めていただきたいと思います。

最後に、七月十六日未明から川の増水や道路の冠水が始まり、主要県道でも車の立

ち往生が発生しましたが、災害が予想されるときの県道のパトロールはどのように行われて、そして交通規制はどのように行われているのか、伺います。

○千葉衛土木部長 今回、七月十五日からの大雨に伴いまして、県管理道路では、道路冠水により三十三か所で全面通行止めをしたほか、のり面崩落などを含めますと六十五か所で通行規制を実施したところでございます。県では、大雨警報発表等の異常気象時におきまして、道路利用者の安全性を確保するため、落石のおそれなど危険性のある箇所や、過去に冠水した箇所、工事施工中箇所などの路線を中心に、優先的かつ重点的に道路パトロールを実施してございます。また、通行規制の実施に当たりましては、道路パトロールや、警察、地元住民等からの情報提供を踏まえまして、速やかに規制を実施しているほか、特に土砂崩落などの発生が想定される路線——県内では二十三か所ございますが、これにつきましては時間雨量や連続雨量等の通行規制基準を設けまして、災害の発生の有無にかかわらず事前に通行規制を実施しているところでございます。県といたしましては、道路利用者や地域の方々の安全で安心な通行確保に向けまして、引き続き、市町村や警察等と緊密に連携しながら、適切な道路維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○瀬戸健治郎委員 県で自らパトロールを行う場合と、業者に委託しているから業者のほうから情報をいただくという場合、また、住民から情報をいただくというような場合があると思いますが、私は当日四時から各河川・道路パトロールをしておりましたが、やはり立ち往生している車がありました。しかも四号線で立ち往生しておりましたし、それから古川佐沼線においても冠水によって車が止まっていたというような事案もございましたので、この辺についても引き続き、県民の安心・安全のために御努力いただきますようお願い申し上げます。質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。